

高 福 ー 9.6.1
令和5年2月9日

【高鍋町子ども医療費助成制度および
高鍋町ひとり親医療費助成制度改正のお知らせ】

高鍋町長 黒木 敏之
(公 印 省 略)

高鍋町子ども医療費助成制度の対象者拡充および
高鍋町ひとり親医療費助成制度の自己負担額の無償化について（お知らせ）

貴職におかれましては、当町福祉行政の推進につきまして日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、高鍋町では現在、「子ども医療費助成制度」および「ひとり親医療費助成制度」を実施しておりますが、令和5年4月1日より、制度改正を行うことになりました。

つきましては、当該制度に該当する方が保険診療に係る受診をされた際には、ご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 新旧の制度内容について

今回の制度改正により、子ども医療費助成制度については、助成対象が中学生から高校生までに拡充し、ひとり親医療費助成制度については、1か月の自己負担額が1,000円から自己負担額なしに変更となります。

詳細については、裏面に記載していますので、ご確認ください。

2. 資格証について

新制度の対象となる方には、令和5年3月中に新しい資格証の発行を行います。令和5年4月以降に受診される方の資格証については、有効期間の開始日が令和5年4月1日からとなっています。

また、資格証の色については裏面に記載していますのでご確認ください。

3. 医療費の請求について

従来と同様に、国民健康保険の受診分は国民健康保険団体連合会へ、協会けんぽ等（社会保険）の受診分は社会保険診療報酬支払基金へ委託しておりますので、令和5年4月診療分からのレセプトの記載についてご注意ください。

なお、今回の制度改正に伴うレセプトコンピューターの改修等につきましては、お手数をおかけして大変申し訳ありませんが、システム業者等へご確認のうえご対応いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先：高鍋町役場 福祉課 子ども支援係
担当：養毛（子ども医療費）
：立石（ひとり親医療費）
TEL：0983-26-2010（直通）

○子ども医療費助成制度

| | 改正後 (R5.4.1～) | |
|---------|---|--|
| 名称 | 子ども医療費助成制度 (変更なし) | |
| 対象者 | 中学生までの子ども | <u>高校生までの子ども</u> (18歳に達する日以後最初の3月31日まで) |
| 自己負担額 | なし (調剤を含む) | |
| 助成方法 | 現物給付 (変更なし) | |
| 資格証の色 | オレンジ色 | <u>青色</u> |
| 公費負担番号 | 81450678 (変更なし) | |
| 他制度との関係 | ひとり親医療費助成制度又は重度心身障害者医療費助成制度の子どもについても、子ども医療費助成の対象。(変更なし) | |

○ひとり親医療費助成制度

| | 改正後 (R5.4.1～) | |
|---------|--|--|
| 名称 | ひとり親医療費助成制度 | |
| 対象者 | 20歳未満の児童を監護・養育している配偶者のいない父、母、又は養育者 上記対象者が養育する18歳までの児童(18歳になった年度末まで) | <u>20歳未満の児童を監護・養育している配偶者のいない父、母、又は養育者</u> |
| 自己負担額 | 1か月あたり1,000円 | <u>なし (調剤薬局を含む)</u> |
| 助成方法 | 入院 1か月あたり1,000円 現物給付 外来 1か月あたり1,000円 償還払い | 入院 <u>自己負担なし</u> 現物給付 外来 <u>自己負担なし</u> 償還払い |
| 資格証の色 | 緑色 | <u>黄色</u> |
| 公費負担番号 | 88450671 (変更なし) | |
| 他制度との関係 | ひとり親医療費助成制度又は重度心身障害者医療費助成制度の対象となる中学生までの子どもについては子ども医療費助成制度の対象。 | <u>ひとり親医療費助成制度又は重度心身障害者医療費助成制度の対象となる高校生までの子どもについては子ども医療費助成制度の対象。</u> |